

令和7年度 農作業事故防止中央推進会議（案）

「農業の労働安全をめぐる最近の動き」

I 趣 旨

農作業事故の死亡者数については近年、絶対数でこそ減少しているものの、農業従事者の減少を勘案すると事故率はむしろ若干上昇しており、しかも他産業と比べるとかなり高い率となっていて、危機的といつても過言でない状況である。一方、農業の大規模化、法人化等が進展しており、家族経営が多くを占めていた時代から、雇用関係に基づく働き方も普通である時代に移行しつつある。

このような状況下、従来は農業に適用されることが必ずしも多くはなかった労働法制が、徐々に農業現場との関係を深めつつある。加えて、農業よりも先行しているといえる他産業の労働者安全対策を、農業に取り入れていくことも求められている。

このため、最近の労働者政策における新たな動き等につき情報共有を図るとともに、これらによる農作業安全対策の高度化に資するため、農作業事故対策の関係者等の参集による本推進会議を開催するものとする。

なお、併せて近年問題化している熊対策や農業者による農作業安全対策についても検討する。

II 日 時 令和8年2月27日（金） 13:30～

III 場 所 馬事畜産会館 2階会議室
東京都中央区新川2-6-16

IV 議 事（題名は全て仮題）

(1) 農作業安全をめぐる動きと農林水産省の取組み (農林水産省担当官)

(2) 労働安全衛生法の改正－個人事業者等への措置の拡大－
法改正の概要と今後のスケジュール、農業関係者の実施すべき事項等
(厚生労働省・農林水産省担当官)

(3) 労災保険制度の改正－雇用者数による猶予措置の撤廃－
法改正の概要と今後のスケジュール、農業関係者の実施すべき事項等
※現在、検討中であることから内容変更の可能性あり

(厚生労働省・農林水産省担当官)

(4) その他労働安全等をめぐる動き (事務局)

(5) トピックス：農作業とクマ対策 (長岡技術科学大学 山本准教授)

(6) 京都府の農業機械士活動状況等 (京都府農業機械士協議会)

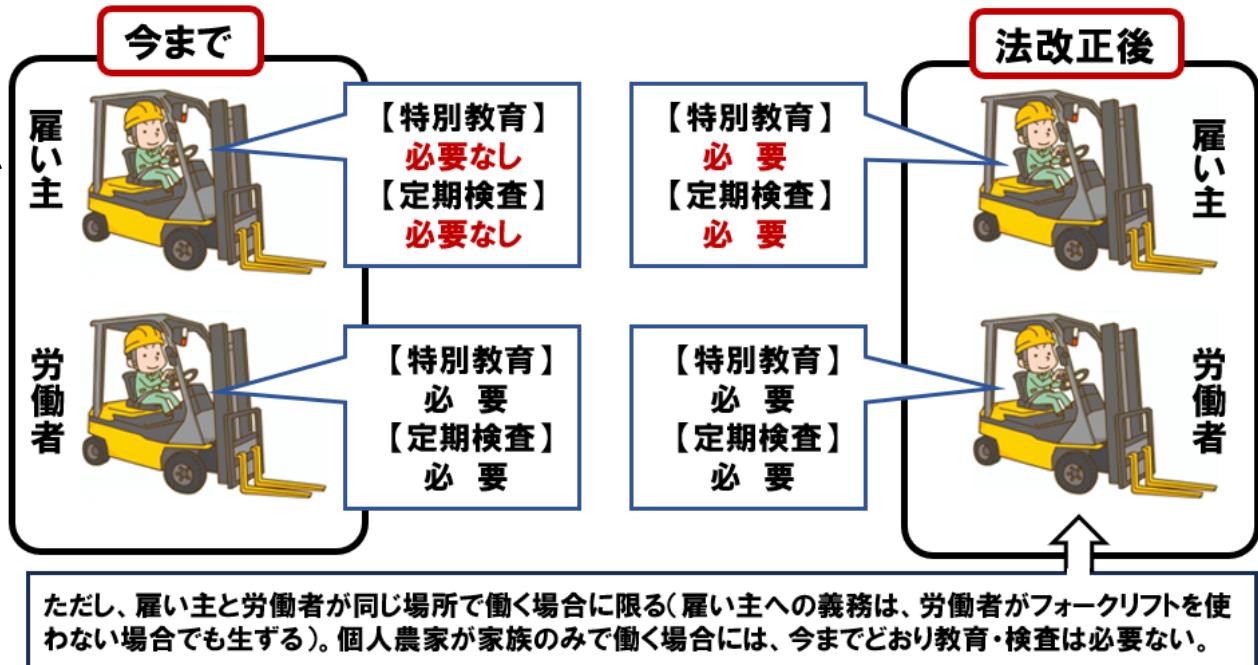
労働安全衛生法の改正(R7.5.8)※本資料は、日本農業機械化協会の責任において整理したもの

いくつかの改正事項のうち、主として個人農家に関するもののみ抜粋

○従来、主として労働者が機械を用いる場合に、教育受講や機械の検査等の義務が課されていたが、本改正により「労働者と同じ場所で作業する事業者又は個人事業者※」が機械を用いる場合にも同様の義務が課された。事業者とは人を短期的にひとりでも雇用している個人農家を含む。

※個人事業者：労働者を雇用しない事業者（いわゆる一人親方）

○例えば雇い主が1t未満のフォークリフトを自ら使う場合、現在は特別教育受講、機械の検査等の義務はないが、今後は必要になる。（R9.4.1施行）



○事業者等自らの業務災害の労基署への届け出も規定された。

労災保険制度の改正：暫定任意適用の廃止

※本資料は、日本農業機械化協会の責任において整理したもの

厚生労働省「労災保険制度の在り方に関する研究会」中間報告書（R7.7）において、現在、暫定任意適用とされている農林水産業について「強制適用に向けた検討を進めることが適當」とされたところ。

これを受け、法律改正に向けた検討が行われている。



4人までなら、労災保険加入は任意



1人でも、強制加入